

「くるみん認定・くるみんプラス認定」

「プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定」

を受けた中小企業事業主に、助成金を支給します！

中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業（概要）

「新子育て安心プラン」の支援策の一つとして、「くるみん認定・くるみんプラス認定」「プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定」を受けた中小企業事業主に対し、助成金を支給します。

助成額 上限50万円／企業 ※対象となる事業の実施に要する経費（実費）

令和4年度受付期間：

令和4年6月1日(水)から令和5年2月15日(水)まで

※1月31日までの受付期間を2月15日までに延長しました。

※予算の上限に達した場合、期間内であっても受付終了となります。

【助成制度や助成申請手続きなどの問い合わせ先】

一般財団法人女性労働協会 くるみん助成金事務局

(電話：03-6453-7020 メール：info@kuruminjosei.jp HP：<https://kuruminjosei.jp/>)

くるみん認定・くるみんプラス認定

プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定について

次世代育成支援対策法において、企業は、**労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」(行動計画)を策定**することとなっています。

行動計画に定めた目標を達成する等、一定の基準を満たした企業は、都道府県労働局に申請することにより、**厚生労働大臣の認定(くるみん認定・くるみんプラス認定)**を受けることができます。さらに、くるみん認定を受けた企業がより高い水準の基準を満たすと、**特例認定(プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定)**を受けることができます。

くるみん認定制度の詳細については、厚生労働省のHPを御確認ください。

(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html



対象事業者

本助成事業は、次の（１）及び（２）の事業区分ごと、それぞれ定める要件を満たす事業者が助成の対象となります。助成要件等の審査を行った上で、助成を決定します。

（１）中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業

（くるみん認定・くるみんプラス認定）

【要件】 次の３つの要件を満たす事業者

- ① 子ども・子育て支援法に規定する一般事業者（事業者拠出金を納付している事業者）であること。
- ② 前年度または当年度（助成申請期間まで）において、「くるみん認定」又は「くるみんプラス認定」を受けたこと。
- ③ 次世代支援対策推進法に規定する中小企業事業者（常時雇用する労働者数300人以下の事業者）であること。

○ 企業は行動計画の計画期間（２～５年間）終了後、都道府県労働局に申請し、くるみん認定・くるみんプラス認定を受けることとなります（各認定は、複数回受けることができます）。

○ 本助成事業は、前年度または当年度に、くるみん認定・くるみんプラス認定を受けた企業に助成を行うものであり、**1回の認定につき、1回の助成（上限50万円/企業）を行います**（助成の申請が必要です）。

※ 「くるみん認定」取得により既に本助成金を受けた後、その「くるみん認定」と同一の行動計画により「くるみんプラス認定」を取得した場合は、当該「くるみんプラス認定」取得により再度本助成金を受けることはできません。



（２）中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業

（プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定）

【要件】 次の３つの要件を満たす事業者

- ① 子ども・子育て支援法に規定する一般事業者（事業者拠出金を納付している事業者）であること。
- ② 前年度3月31日時点において、「プラチナくるみん認定」又は「プラチナくるみんプラス認定」を受けていること。
- ③ 次世代支援対策推進法に規定する中小企業事業者（常時雇用する労働者数300人以下の事業者）であること。

○ 認定の流れは、くるみん認定・くるみんプラス認定と同様です（認定は1回のみ）。

○ 本助成事業は、プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定を受けている企業に対し、認定が取り消されない限り、**認定を受けた翌年度から令和8年度まで毎年度、助成（上限50万円/企業）を行います**（毎年度、助成の申請が必要です）。



事業内容

本助成事業では、助成要件を満たす中小企業事業者が、助成を受ける年度において、「中小企業子ども・子育て支援環境整備事業」を実施する場合、**その実施に要する経費を対象に助成金を支給**します。

中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

中小企業事業者において、**労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な整備**を行う事業をいいます。具体的には次のような取組を実施することとなります。

- ① 労働者の育児休業等の取得を促進するための取組。
- ② 労働者の子育てを支援するための取組。
- ③ 労働者の業務負担の軽減や所定外労働時間の削減等を図るための取組。
- ④ その他労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な取組。